



おい、はま

No. 4

(家庭数配付) 発行：令和5年7月3日

小夏の候、保護者の皆様並びに地域の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、早いもので、4月にスタートした令和5年度の前期前半があと2週間足らずで終わり、子どもたちが楽しみにしている夏休みに入ります。感染症対策が緩和され、コロナ禍前に戻したり、新たな取組を工夫したりして充実した学校生活を送れたのではないかと思います。これもひとえに、保護者の皆様と、地域の皆様のご理解・ご協力のおかげと心より感謝申し上げます。

夏休み期間中、子どもたちは家庭・地域に戻っていきますが、引き続き、見守りと健やかな成長に向けた声掛けをよろしく願いいたします。学校で体験できないようなことをたくさん体験して一回り大きく成長した子どもたちと、また8月の下旬に元気に顔を合わせることを楽しみにしています。

*プール清掃(6/5~9)

清掃前は、茶色く濁った水でしたが、今年度も運動会の準備や片付け同様、PTAの皆様のお力添えをいただき、見違えるほどきれいになりました。心よりお礼申し上げます。5・6年生の児童による清掃活動も行いました。子どもたちはぴかぴかのプールの中、水に親しんだり泳力を伸ばしたりと真剣に取り組んでいます。

*ネット安全教室(6/9)

外部講師を招き、4・5・6年生を対象に実施しました。インターネットに簡単にアクセスできる時代を生きる子どもたちが、ネットモラルを正しく理解し、マナーを守った使い方ができるように、お話していただきました。トラブルに巻き込まれないため、安全なインターネット利用のためには、何よりご家庭でのルールづくりが大切です。また、危険なサイトに入らないよう、フィルタリングの設定も大事だと思います。子どもたちをネットトラブルから守るため、ご協力をお願いします。

*学校における合理的配慮の提供について

平成28年4月1日から公立学校において、合理的配慮の提供が義務となっております。合理的配慮は、子どもに合った必要かつ適当な変更及び調整で、特定の場面において必要とされ、過度な負担を課さないものです。学校に合理的配慮の提供を求める場合には、学校(学級担任)に申し出ください。

「千葉市における不登校児童生徒が通う民間施設についてのガイドライン」のお知らせ

千葉市教育委員会教育支援課

千葉市では、令和5年4月1日より「千葉市における不登校児童生徒が通う民間施設についてのガイドライン」を改訂しました。詳細は、下記のホームページをご覧ください。なお、ホームページが見られない場合は、学校までお知らせください。

〈教育支援課ホームページ〉

千葉市教育委員会教育支援課 または
<https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/kyoikushien/index.html>

*携帯端末(電話)の持ち込みについて

携帯端末の校内での使用・持ち込みは原則として禁止としています。ただし、保護者の要望があり、登下校中の安全確認を目的とした場合のみ、持ち込みを許可することとしています。持ち込む場合には、以下の注意事項を遵守いただくようお願いします。

- ①校内では、電源を切るか、マナーモードにするなどして、音が出ないようにすること。また、他の児童の目にできるだけ触れないよう、校内では鞆の中等で保管しておくこと。
- ②校内での通話やメール、SNSの利用、ゲームを含むアプリケーションの使用、その他ネット検索等は行わないこと。また、登下校中に携帯端末の利用で交通事故やその他の事故に巻き込まれることがないよう、不必要な使用を控えること。
- ③携帯端末の管理(携帯端末の破損、紛失等)については、家庭の責任とすること。

*夏の交通安全運動(7/10~19)

この時期は、暑さや解放感による安全意識や集中力の低下、夏休みに伴う交通の流れの変化などから、思わぬ事故が発生する恐れがあります。

道路交通法が改正され、4月1日より全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。自転車事故から子どもたちを守るため、乗車用ヘルメットをかぶらせるようお願いします。

各学級で継続的に安全指導を行っています。ご家庭でも、事故を未然に防ぐために十分注意するよう声掛けをお願いします。

*給食費・学校徴収金の口座振替のお知らせ

7月25日(火)は、第2期振替日、8月25日(金)は、第3期振替日です。振替日前日までに口座残高の確認をお願いします。引き落としができない場合は、それぞれ翌月15日に再振替を行います。